

# 大阪府地域防災計画

《Osaka Prefecture Regional Disaster Management Plan》

## 基本対策編

(Basic Measures)

令和3年1月修正

大阪府防災会議

(Osaka Prefecture Disaster Management Council)



## 目次

## 総則

第1節 目的等……………	3	第2節 防災関係機関の業務大綱	
第1 計画の目的			
第2 計画の構成		第4節 住民、事業者の基本的責務……………	24
第3 災害想定		第1 住民の基本的責務	
第2節 防災の基本方針……………	5	第2 事業者の基本的責務	
第3節 防災関係機関の基本的責務と 業務大綱……………	7	第3 ボランティアやNPO等多様な機関 との連携	
第1 防災関係機関の基本的責務		第5節 計画の修正……………	26

## 災害予防対策

## 第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備……………	30	第4 輸送基地の確保	
第1 組織体制の整備		第5 輸送手段の確保	
第2 防災拠点機能の確保・充実		第6 交通規制・管制の確保	
第3 装備資機材等の備蓄		第6節 避難受入れ体制の整備……………	60
第4 防災訓練の実施		第1 避難場所、避難路の指定	
第5 広域防災体制の整備		第2 避難場所、避難路の安全性の向上	
第6 人材の育成		第3 指定避難所の指定、整備	
第7 防災に関する調査研究の推進		第4 避難者の受入	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携 体制の整備		第5 避難勧告等の事前準備	
第9 自治体被災による行政機能の 低下等への対策		第6 避難誘導体制の整備	
第10 事業者、ボランティアとの連携		第7 広域避難体制の整備	
第2節 情報収集伝達体制の整備……………	43	第8 危険度判定体制の整備	
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備		第9 応急仮設住宅等の事前準備	
第2 情報収集伝達体制の強化		第10 斜面判定制度の活用	
第3 災害広報体制の整備		第11 罹災証明書の発行体制の整備	
第4 気象観測体制の整備		第7節 緊急物資確保体制の整備……………	70
第3節 消火・救助・救急体制の整備……………	47	第1 給水体制の整備	
第1 市町村		第2 食料・生活必需品の確保	
第2 府		第8節 ライフライン確保体制の整備……………	74
第3 府警察		第1 水道・工業用水道	
第4 第五管区海上保安本部		第2 下水道	
第5 連携体制の整備		第3 電力	
第4節 災害時医療体制の整備……………	50	第4 ガス	
第1 災害医療の基本的考え方		第5 電気通信	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備		第6 住民への広報	
第3 現地医療体制の整備		第7 倒木等への対策	
第4 後方医療体制の整備		第9節 交通確保体制の整備……………	80
第5 医薬品等の確保体制の整備		第1 鉄軌道施設	
第6 患者等搬送体制の確立		第2 道路施設	
第7 個別疾病対策		第3 港湾施設、漁港施設	
第8 関係機関協力体制の確立		第4 空港施設	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施		第10節 避難行動要支援者支援体制の整備……………	81
第5節 緊急輸送体制の整備……………	56	第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第1 陸上輸送体制の整備		第2 社会福祉施設の取組み	
第2 航空輸送体制の整備		第3 福祉避難所の指定	
第3 水上輸送体制の整備		第4 外国人に対する支援体制整備	
		第5 その他の要配慮者に対する配慮	

第1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備…………… 85	第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	第4 代替輸送確保の仕組み
第2 駅周辺における滞留者の対策	第5 徒歩帰宅者への支援
<b>第2章 地域防災力の向上</b>	
第1 節 防災意識の高揚…………… 89	第2 自主防災組織の育成
第1 防災知識の普及啓発	第3 事業者による自主防災体制の整備
第2 防災教育	第4 救助活動の支援
第3 災害教訓の伝承	
第2 節 自主防災体制の整備…………… 93	第3 節 ボランティアの活動環境の整備…………… 96
第1 地区防災計画の策定等	第4 節 企業防災の促進…………… 97
<b>第3章 災害予防対策の推進</b>	
第1 節 都市防災機能の強化…………… 101	第4 節 水害予防対策の推進…………… 123
第1 防災空間の整備	第1 洪水対策
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	第2 雨水出水対策
第3 密集市街地の整備促進	第3 高潮対策
第4 建築物の安全性に関する指導等	第4 水害減災対策
第5 空き家等の対策	第5 ため池等農業用水利施設の総合的な 防災・減災対策
第6 文化財	第6 地盤沈下対策
第7 ライフライン・放送施設災害予防対策	
第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	第5 節 土砂災害予防対策の推進…………… 131
第2 節 地震災害予防対策の推進…………… 109	第1 土砂災害警戒区域等における防災対策
第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進	第2 土石流対策（砂防）
第2 大規模地震（直下型及び東南海・ 南海）の被害想定（平成18年度公表）	第3 地すべり対策
第3 大規模地震（海溝型）の被害想定 （平成25年度公表）	第4 急傾斜地崩壊対策
第4 地震・津波観測体制の整備	第5 土砂災害警戒情報の作成・発表
第5 建築物の耐震対策等の促進	第6 山地災害対策
第6 土木構造物の耐震対策等の推進	第7 宅地防災対策
第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第8 道路防災対策
第3 節 津波災害予防対策の推進…………… 116	第6 節 危険物等災害予防対策の推進…………… 135
第1 想定される津波の適切な設定と対策の 基本的考え方	第1 危険物災害予防対策
第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重 防御」による津波防災地域づくりの推進 （「津波防災地域づくりに関する法律」）	第2 高圧ガス災害予防対策
第3 防潮堤等の整備等	第3 火薬類災害予防対策
第4 津波・高潮ステーション	第4 毒物劇物災害予防対策
第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策	第5 危険物積載船舶等災害予防対策
	第6 管理化学物質災害予防対策
	第7 石油コンビナート等災害予防対策
	第7 節 火災予防対策の推進…………… 140
	第1 建築物等の火災予防
	第2 林野火災予防

# 災害応急対策

## 第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	145	第2 府公安委員会	
第1 府の組織体制		第3 市町村	
第2 府の動員体制		第4 広域応援等の受入れ	
第3 市町村の組織動員配備体制		第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） の設置及び派遣	
第4 関西広域連合の組織動員配備体制		第6 被災市区町村応援職員確保システムに 基づく支援	
第5 防災関係機関の組織動員配備体制			
第2節 自衛隊の災害派遣	152	第4節 災害緊急事態	161
第1 知事等の派遣要請		第5節 災害発生都道府県の応援	162
第2 自衛隊の自発的出動基準		第1 災害発生都道府県知事からの応援の要求	
第3 派遣部隊の受入れ		第2 内閣総理大臣からの応援の要求	
第4 派遣部隊の活動		第3 災害応急対策の実施	
第5 撤収要請			
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	156		
第1 府			

## 第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達	165	第2 水防活動	
第1 気象予警報の伝達		第3 ライフライン・放送事業者の活動	
第2 土砂災害警戒情報の伝達		第4 交通対策	
第3 津波警報・注意報等の伝達		第5 在港船舶に対する周知活動	
第4 住民への周知		第6 流木防止活動	
第2節 警戒活動	195	第4節 発災直後の情報収集伝達	213
第1 気象観測情報の収集伝達		第1 情報収集伝達経路	
第2 水防警報及び洪水予報等		第2 府における情報収集伝達	
第3 水防活動		第3 市町村における情報収集伝達	
第4 土砂災害警戒活動		第4 防災関係機関の情報収集伝達	
第5 異常現象発見時の通報		第5 通信手段の確保	
第6 ライフライン・交通等警戒活動		第5節 災害広報	218
第7 在港船舶避難活動		第1 災害モード宣言	
第8 流木防止活動		第2 災害広報	
第9 物資等の事前状況確認		第3 報道機関との連携	
第3節 津波警戒活動	207	第4 広聴活動の実施	
第1 避難対策等			

## 第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動	223	第2節 医療救護活動	226
第1 市町村		第1 医療救護活動に関する府の組織体制	
第2 府		第2 医療情報の収集・提供活動	
第3 府警察		第3 現地医療対策	
第4 第五管区海上保安本部		第4 後方医療対策	
第5 各機関による連絡会議の設置		第5 医薬品等の確保・供給活動	
第6 自主防災組織		第6 個別疾病対策	
第7 惨事ストレス対策			

## 第4章 避難行動

第1節 避難誘導	235	第5 被災者の運送	
第1 避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）		第6 警戒区域の設定	
第2 洪水、高潮、土砂災害による 避難準備の指示		第2節 指定避難所の開設・運営等	240
第3 住民への周知		第1 指定避難所の開設	
第4 避難者の誘導等		第2 指定避難所の管理、運営	
		第3 指定避難所の早期解消のための取組み等	

第3節 避難行動要支援者への支援……………243	第4節 広域一時滞在への対応……………245
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	
<b>第5章 交通対策、緊急輸送活動</b>	
第1節 交通規制・緊急輸送活動……………249	第2節 交通の維持復旧……………253
第1 陸上輸送	第1 交通の安全確保
第2 水上輸送	第2 交通の機能確保
第3 航空輸送	
<b>第6章 二次災害防止、ライフライン確保</b>	
第1節 公共施設応急対策……………257	第3節 ライフライン・放送の確保……………261
第1 公共土木施設等	第1 被害状況の報告
第2 公共建築物	第2 ライフライン事業者における対応
第3 応急工事	第3 放送事業者における対応
第2節 民間建築物等応急対策……………259	第4 府及び関係機関における対応
第1 民間建築物等	第4節 農林水産関係応急対策……………265
第2 危険物等	第1 農業用施設
第3 放射性物質	第2 漁港施設
第4 文化財	第3 農作物
	第4 畜産
	第5 林産物
<b>第7章 被災者の生活支援</b>	
第1節 支援体制……………269	第4 応急仮設住宅の借上げ
第2節 住民等からの問い合わせ……………270	第5 応急仮設住宅の運営管理
第3節 災害救助法の適用……………271	第6 公共住宅への一時入居
第1 法の適用	第7 住宅に関する相談窓口の設置等
第2 救助の内容	第8 他府県への応急仮設住宅に関する要請
第4節 緊急物資の供給……………272	第9 建設用資機材等の調達
第1 物資等の運送要請	第6節 応急教育……………277
第2 給水活動	第1 教育施設の応急整備
第3 食料・生活必需品の供給	第2 応急教育体制の確立
第5節 住宅の応急確保……………275	第3 就学援助等
第1 被災住宅の応急修理	第7節 自発的支援の受入れ……………279
第2 住居障害物の除去	第1 ボランティアの受入れ
第3 応急仮設住宅の建設	第2 義援金品の受付・配分
	第3 海外からの支援の受入れ
	第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等
<b>第8章 社会環境の確保</b>	
第1節 保健衛生活動……………285	第3節 遺体対策……………292
第1 防疫活動	第1 府警察、第五管区海上保安本部
第2 食品衛生監視活動	第2 市町村
第3 被災者の健康維持活動	第3 府
第4 保健衛生活動における連携体制	第4節 社会秩序の維持……………294
第5 動物保護等の実施	第1 住民への呼びかけ
第2節 廃棄物の処理……………289	第2 警戒活動の強化
第1 し尿処理	第3 暴力団排除活動の徹底
第2 ごみ処理	第4 物価の安定及び物資の安定供給
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	

## 付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則……………	299	第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置……………	301
第1 目的		第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 基本方針		第2 警戒態勢の確立	
第2章 東海地震注意情報発表時の措置……………	300	第3 住民等に対する広報	
第1 東海地震注意情報の伝達			
第2 警戒態勢の準備			

## 付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則……………	307	第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項……………	311
第1 推進計画の目的		第1 津波からの防護	
第2 推進地域		第2 円滑な避難の確保	
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		第3 迅速な救助に関する事項	
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応……………	308	第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項……………	312
第1 南海トラフ地震臨時情報について		第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項……………	312
第2 防災対応について			
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について			
第3章 地震発生時の応急対策等……………	310		
第1 組織			
第2 地震発生時の応急対策			

## 事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策……………	315	第4 火薬類災害応急対策	
第1 府の組織動員		第5 毒物劇物災害応急対策	
第2 通報連絡体制		第6 管理化学物質災害応急対策	
第3 事故発生時における応急措置		第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策……………	347
第4 事故対策連絡調整本部の設置		第1 府の組織動員	
第2節 航空災害応急対策……………	322	第2 通報連絡体制	
第1 府の組織動員		第3 火災の警戒	
第2 大阪国際空港		第4 市町村	
第3 関西国際空港		第5 府警察	
第4 八尾空港		第6 大阪ガス株式会社	
第5 その他の地域		第7 高層建築物、地下街の管理者等	
第3節 鉄道災害応急対策……………	333	第7節 林野火災応急対策……………	352
第1 府の組織動員		第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制		第2 市町村の活動体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策		第3 防災関係機関等の活動体制	
第4節 道路災害応急対策……………	336	第4 火災通報等	
第1 府の組織動員		第5 火災の警戒	
第2 情報収集伝達体制			
第3 道路管理者の災害応急対策			
第5節 危険物等災害応急対策……………	339		
第1 府の組織動員			
第2 危険物災害応急対策			
第3 高圧ガス災害応急対策			

# 災害復旧・復興対策

## 第1章 災害復旧対策

第1節	復旧事業の推進	359
第1	被害の調査	
第2	公共施設等の復旧	
第3	激甚災害の指定	
第4	激甚災害指定による財政援助	
第5	特定大規模災害	
第2節	被災者の生活確保	361
第1	災害弔慰金等の支給	
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	
第3	罹災証明書の交付等	
第4	租税等の減免及び徴収猶予等	
第5	雇用機会の確保	

第6	住宅の確保等	
第7	被災者生活再建支援金	
第3節	中小企業の復旧支援	366
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第4節	農林漁業関係者の復旧支援	367
第1	府の措置	
第2	資金の融資	
第5節	ライフライン等の復旧	368

## 第2章 災害復興対策

第1節	復興に向けた基本的な考え方	373
第2節	府における復興に向けた組織・体制整備	374
第1	復興対策本部の設置	
第2	関係機関との調整	
第3節	府における復興計画等の策定	375
第1	復興方針の策定	

第2	復興計画の策定	
第3	復興計画の内容	
第4	復興財源の確保	
第4節	市町村における復興に向けた取組み	377
第5節	関西広域連合における復興に向けた取組み	378



大阪府地域防災計画  
基本対策編

令和3年1月

大阪府危機管理室  
〒540-8570  
大阪府中央区大手前2丁目  
電話 06-6941-0351(代表)